「選挙」豆知識

～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

もうすぐ参議院議員通常選挙が予定されているね。
今回は期日前投票制度について学んでみよう。

NO.35

選挙は、選挙期日に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる仕組です。

投票対象者：選挙当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由により、投票に行けないと見込まれる方が対象で、宣誓書を記載する必要があります。

投 票 場 所：市役所などに設けられる期日前投票所です。

投 票 期 間：公示日（告示日）の翌日から選挙期日の前日までの間です。

※笛吹市では、市民窓口館と支所で投票期間が異なるので、お手元に郵送される入場券でご確認ください。

平成30年11月号から掲載している「選挙豆知識」は今回で一区切りになるけど、少しは選挙に興味をもってくれたかな。
自分の意思をその1票に込めて、より良い暮らしや社会づくりに参加しよう。

笛吹市選挙管理委員会　笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先　笛吹市選挙管理委員会事務局　☎ 055(262)4111